

保護者の皆様へ

## 就学援助制度のお知らせ

【 令和 2 年度 】

〔 令和2年度に就学援助の認定を受けている方は、申請の必要はありません。 〕

市川市では、

経済的に困りの保護者の方に、小・中・義務教育学校の学用品費や給食費などの一部を援助しています。

希望される方は、学校に申請してください。《但し、所得の制限があります》

現在、就学援助の認定を受けている方も、毎年度申請手続きが必要です。

市川市教育委員会 学校教育部 就学支援課

☎ 047 (704) 0256 【直通】

## 1 対象となる方（市川市に居住し、下記(1)または(2)に該当される方

- (1) 生活保護を受けている方  
 (2) 生活保護は受けていないが経済的に困りの方  
 例として、市民税が非課税である、児童扶養手当を受給している、所得が少ない など

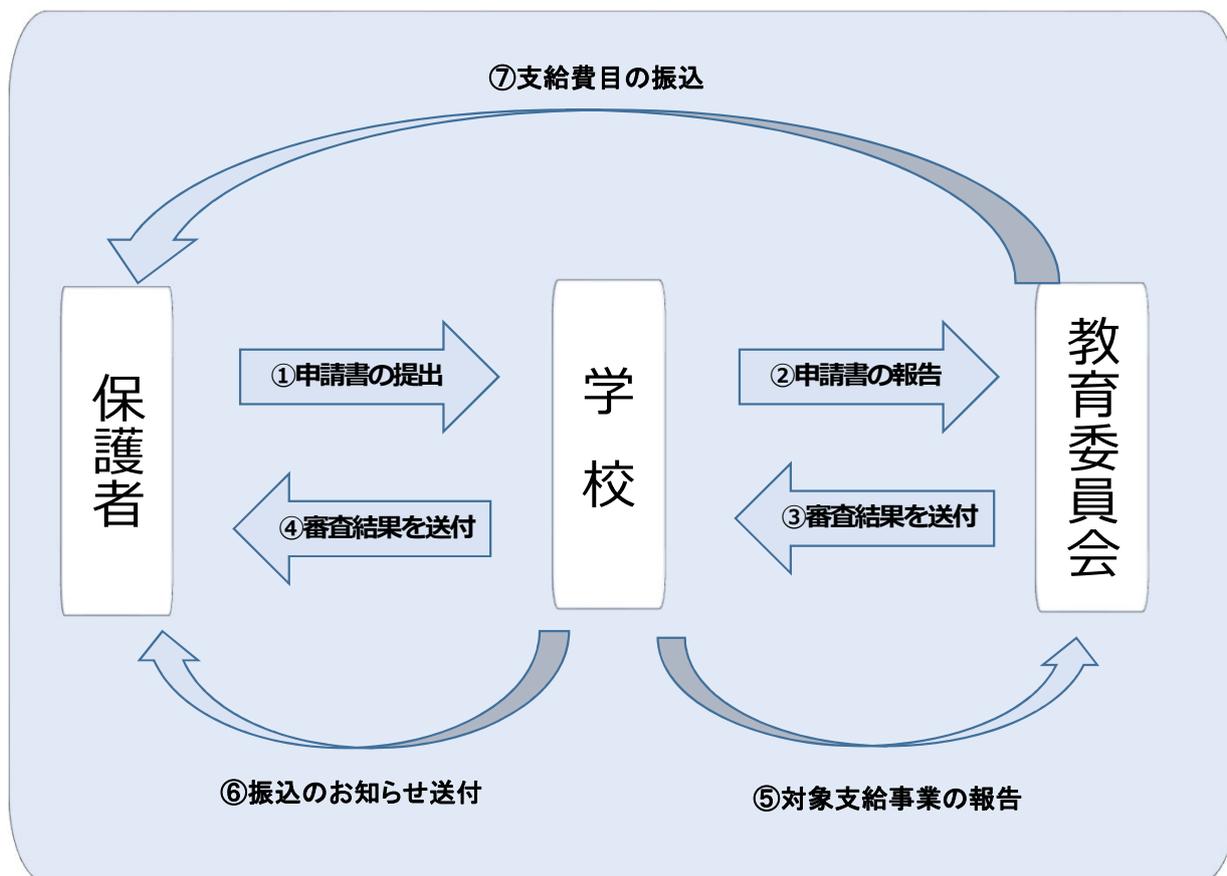
◆所得が少なく、右記 主な申請事由が10番の対象となる世帯の所得限度額の目安◆			
※( )内は給与収入の場合			
世帯構成		持家の場合	借家の場合
例1	母・子 (32歳) (小1)	約171.5万円 <b>(約271.1万円)</b>	約249.0万円 <b>(約379.1万円)</b>
例2	父・母・子・子 (35歳) (32歳) (小1) (4歳)	約259.2万円 <b>(約391.9万円)</b>	約338.0万円 <b>(約490.3万円)</b>
例3	父・母・子・子 (45歳) (42歳) (中1) (小4)	約291.2万円 <b>(約431.0万円)</b>	約370.3万円 <b>(約530.7万円)</b>
例4	父・母・子・子・子 (45歳) (42歳) (中2) (小3) (5歳)	約313.6万円 <b>(約459.9万円)</b>	約392.7万円 <b>(約558.7万円)</b>

※ 上表の所得限度額はあくまでも目安です。世帯構成によって所得限度額は、変わりますので、詳しくは就学支援課までお問い合わせください。

※ 所得（収入－必要経費）は、給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」にあたり、事業所得者の場合、所得税の確定申告書の「所得金額」の「合計」にあたります。

※ 所得限度額は世帯全員の所得を合算した額となります。住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含めて審査します。

### ◆◆◆◆◆ 申請・認定・支給のながれ ◆◆◆◆◆



※ 上記、申請・認定・支給のながれは予定です。実際とは、異なる場合があります。

## 2 申請の方法 ※児童・生徒1人につき1枚の申請書が必要です。

### (1) 申請書の記入

申請書は学校の事務室にあります。記入例を参考に必要事項を記入し、押印してください。  
下記の表を参考に申請理由に応じた必要書類を添付してください。

	主な申請事由	添付書類
1	生活保護を受けている方	必要ありません
3	市民税非課税の決定を受けた方 ※世帯全員が非課税の場合です。一人でも違う場合は、10番の申請となります。	市県民税非課税証明書（世帯全員の分） ※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含まれます。 ◎市川市では、就学援助申請のための市県民税非課税証明書の交付手数料は「全額免除」となります。
6	国民年金保険料が全額免除された方 ※世帯全員が全額免除の場合です。一人でも違う場合は、10番の申請となります。	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し（世帯全員の分） ※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含まれます。
7	児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当証書の写し
10	上記1～7に該当しないが 経済的に困りの方  ※現在、収入がない方 現在、収入がなくても前年に収入があった場合は、右記の書類を添付してください。	◎ 前年の収入状況を証明する書類（世帯全員の分） ※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含まれます。 ① 給与所得の源泉徴収票の写し ② 公的年金等の源泉徴収票の写し ③ 所得税の確定申告書の写し ④ 令和2年度市県民税課税証明書又は非課税証明書等のいずれか  ◎市川市では、就学援助申請のための市県民税非課税証明書の交付手数料は「全額免除」となります。 ----- ◎ 住宅賃貸借契約書の写し 賃貸住宅にお住まいの方は、保護者が借受名義の賃貸契約書の写しをご提出ください。

※新型コロナウイルス感染症による影響で、昨年度より所得が急変した方は、就学援助制度がご利用できる場合がありますので、就学支援課にご相談ください

## 3 提出方法

- ◇ 通学する学校の事務室へ提出してください。

## 4 提出期限

- ◇ **申請は随時受付けています。**  
各月の15日までに申請した場合は申請月の1日から、16日以降に申請した場合には申請月の翌1日から援助を受けることができます。遡っての申請は出来ません。

## 5 審査の結果のお知らせ（申請された方全員にお知らせします）

審査結果は学校を通じてお知らせいたします。審査の結果のお知らせは、申請を受けてから約1～2ヶ月後になります。

※審査の際、記載内容の漏れ・書類の不備等があった場合は、審査の結果が遅くなる場合がありますので、ご了承ください。

## 6 援助の種類と令和元年度支給実績額（年額）

支給費目	生活保護	生活保護以外	小学校		中学校		支給時期 (各月の月末頃)
			義務教育学校 前期課程	義務教育学校 後期課程	義務教育学校 前期課程	義務教育学校 後期課程	
			1年生	2～6年生	1年生 7年生	2～3年生 8～9年生	
就学奨励費（学級費等）	×	○	6000円		9000円		7月、11月、3月
学用品費・通学用品費	×	○	11,520円	13,770円	22,510円	24,760円	7月、11月、3月
新入学児童生徒援助費 (入学前に支給を受けた方の重複支給はありません)	×	○	50,600円	—	57,400円	—	入学前3月 または7月
校外活動費（宿泊あり）	×	○	実費		実費		学校からの報告後
校外活動費（宿泊なし）	○	○	実費		実費		学校からの報告後
修学旅行費	○	○	—	実費(6年生)	—	実費(3年生)	学校からの報告後
通学費 (片道の通学距離が小学生で4km、中学生で6km以上、かつ公共の交通機関を利用したときの費用)	×	○	実費		実費		学期毎
体育実技用具費 (中学校の授業で使用する柔道着)	×	○	—		実費（上限あり）		学校からの報告後
卒業アルバム代	×	○	実費(6年生)（上限あり）		実費(3年生)（上限あり）		3月
学校給食費	×	○	実費		実費		7月、11月、3月
医療費	○	○	医療券を交付		医療券を交付		医療機関受診時

◆ 就学援助制度は、認定された方に上記の就学援助費を支給する制度であり、**給食費などの学校に納付する費用が免除されるものではありません。**給食費などの学校に納付する費用は、学校の指示により納めてください。就学援助費は、上記の表の支給時期になりましたら、指定された保護者名義の口座に振り込みます。

◆ 年度途中で認定になった方は、認定期間に応じた金額を支給しますので、上記の表の金額より少なくなります。また、認定日以前に生じた費用に対する支給はありません。